



住民告知端末を設置しましょう!!

その7

市の初期設定費用負担を

令和2(2020)年3月31日申請分まで延長します!!

住民告知端末は、災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、市は、全ての世帯に設置していただくようお願いしています。

市の初期設定費用負担を延長します



令和2年3月31日までに申請していただき、次の条件を満たす場合、初期設定費用「22800円(税別)」が無料で設置できます。

※市民税非課税世帯や転入した世帯などについては、令和2年4月1日以降も無料で設置できます。

※特殊な屋内配線など、工事内容によっては料金が発生することがあります。

■条件について

【個人の契約】

庄原市に住民票をお持ちの方がその住所に設置すること

【事業所の契約】

事業に役立てるため市内の事業所などに設置する場合

申し込み・問い合わせ

行政管理課広報統計係

☎0824・73・1159

または各支所総務室

〇〇地域で特殊詐欺が多発しています

河川氾濫の恐れがあります。〇〇地域の方は〇〇に避難してください



運動会は〇月〇日に延期します

〇月〇日健康相談会を開催します

住民告知放送の例

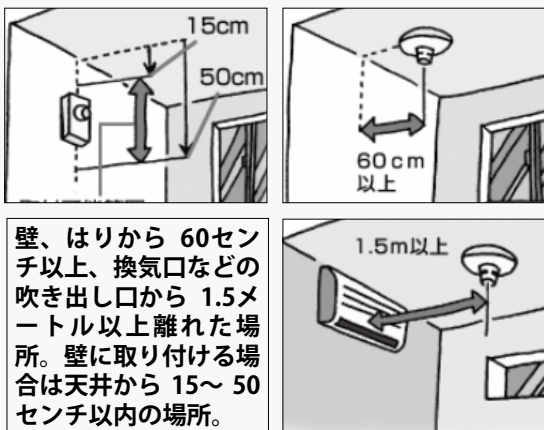
安心・安全な毎日のために

自宅の住宅用火災警報器設置場所を今すぐチェック!

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化されて、10年が経過しました。

住宅用火災警報器の設置すべき場所については、火災予防条例で定められています。適切な場所に設置しましょう。

適切な取り付け位置は?



壁、はりから60センチ以上、換気口などの吹き出し口から1.5メートル以上離れた場所。壁に取り付ける場合は天井から15～50センチ以内の場所。

適切な設置箇所は?

- ▼寝室は全て設置が必要です。
- ▼2階に寝室がある場合は、階段に設置が必要です。
- ▼居室(7平方メートル以上)が5室以上ある階は、廊下などにも設置が必要です。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005

秋の全国火災予防運動が始まります!

11月9日(土)から15日(金)までの間、秋の全国火災予防運動が全国各地で実施されます。

本年度の防火標語は「ひとずついいね!で確認 火の用心」です。この運動を契機として、防火意識を高めましょう。

暖房器具の取り扱いに注意しましょう!

これからの時季、使用が増える石油ストーブ・ファンヒーターなどの暖房器具を扱う上で、次のことに注意しましょう。

- ▼ガソリンなどの誤給油に注意しましょう。
- ▼給油時は必ず消火しましょう。
- ▼カートリッジタンクのふたを確実に閉め、油漏れに注意しましょう。
- ▼石油ストーブなどの近くには、スプレー缶を置かないようにしましょう。
- ▼燃えやすいものをそばに置いたり、洗濯物を乾かしたりしないようにしましょう。
- ▼火をつけたままの外出や睡眠はしないようにしましょう。

